放送史資料 収集・保存・公開をめぐる課題

～歴史研究者やアーカイブ専門家は現状をどう見ているか～

メディア研究部（メディア史） 宮川大介／村上聖一
NHK 放送博物館 磯﨑咲美

はじめに

近年，NHKアーカイブスなど，過去の放送番組の保存・公開を行う施設の整備が進み，映像資料を活用した新たな放送研究が進展を見せている。しかし，過去の放送番組の公開・利用が進む一方で，放送事業者をはじめ，さまざまな団体・個人が所蔵する放送史関連の文書資料については，必ずしも活用に向けた十分な体制が整っているわけではない。

このうち，NHK放送文化研究所（以下，放送文化研究所と表記）には，戦前の社団法人時代の文書を含めた番組・経営関連の資料や，逓信省・郵政省などの行政文書，調査・研究の過程で収集した個人文書，放送関係者にヒアリングを行った際の音声資料などが多数，保存されている。また，NHK放送博物館（以下，放送博物館と表記）にも，戦前の放送台本をはじめとする多種多様な文書資料が所蔵されている（**表1・2**参照）。

放送史に関連した資料については，これ以外にも，NHKの各部局・放送局が独自の判断で保管を行っているものがあるほか，民間放送事業者（民放），番組制作会社，大学などの研究機関，さらには過去に放送に携わった人々がさまざまな資料を所蔵している。

しかし，こうした資料に関しては，所蔵者どうしで情報の連携が図られていないことから，資料の全体像がどうなっているか，きわめてわかりにくい状態にある。また，文書資料の移管・収集に関しては，NHKの場合，保存年限が切れて非現用となった文書資料を放送文化研究所などに移すシステムはない。資料収集も体系的には行われてこなかったことから，放送文化研究所には，さまざまな性質を持った歴史資料が，相互のつながりが明確でないまま保存されている状態にある。このため，放送の歴史を振り返るために過去の資料を調べようとしても，資料の有無を突き止めるだけで相当な時間と手間がかかり，歴史研究の大きな障害となっている。

表1　NHK 放送文化研究所の主な所蔵資料

分類別	資料名	主な内容	点数
文書資料（紙媒体）	放送史資料Ⅳ	戦前・戦後の NHK 文書（経営・番組・技術など全般）	約 3,700 点
	基本目録資料	戦前・戦後の NHK 文書（経営・番組・技術など全般）	約 1,500 点
	荘宏文書	電監委・郵政省の行政文書や NHK 文書（荘宏氏は元郵政官僚で NHK 理事などを歴任）	約 2,700 点
	大阪放送局羽曳野放送所移管資料	戦前・戦後の大阪局管内の受信契約資料や経理資料など	ダンボール箱 26 箱分
	東京オリンピック関連資料	オリンピック開催中の日誌や中継回線図など NHK 文書	約 2,300 点
	仮目録資料	戦前・戦後の NHK 文書（経営・番組・技術など全般）	約 4,000 点
マイクロ資料	放送史資料Ⅰ	戦前の協会理事会記録，番組確定表など	約 700 点
写真資料	放送史資料Ⅱ	戦前の放送局の写真や番組制作過程の写真	395 点
音声資料	放送史資料Ⅲ	戦前の放送に関する関係者からの聞き取り資料	308 点
	放送史ききがき余話	放送関係者からの聞き取り資料（1980 年代に録音）	76 点
	『20 世紀放送史』カセット資料	放送関係者からの聞き取り資料（1990 年代に録音）	202 点

（戦前の社団法人時代の協会資料も「NHK 文書」と表記）

表2　NHK 放送博物館の所蔵資料

分類別	内訳	詳細	点数
放送機器資料	機器	マイクロフォン・カメラ，放送局制作設備，放送設備，ラジオ・テレビ受信機，その他音響・映像・通信機器など	2,435 点
	部品	真空管・送信管等の電子管，回路部品，機構部品など	2,356 点
文書・物品資料	放送台本		7,886 点
	図書		6,833 点
	テキスト		1,498 点
	文献・物品	業務資料文書，図面，ポスター，パンフレット，書簡，写真，賞状・記念品・ＰＲ用品，標章類，その他物品	7,765 点
	藤山一郎氏関連資料	楽譜，台本，トロフィー，賞状，レコード，録音・録画テープ，ピアノ，アコーディオン，電蓄，その他藤山一郎氏遺品	2,031 点

（2011 年 3 月現在）

放送文化研究所では，資料管理で先行している放送博物館の例を参考にしつつ，放送史資料の体系的な収集・保存・公開に向けた取り組みを行っている。ただ，課題は山積しており，資料管理の方法論をどう構築し，どのような優先順位で作業を行っていくか，早急に道筋を付けることが必要になっている。

このため，放送文化研究所では，問題解決に向けて，メディア史やアーカイブズ学の研究者，それに実際に資料の収集・整理にあたっている3人を招き，今後どのような取り組みを行っていくべきか，所内向けに議論する場を設けた（2011年7月13日に実施）。議論では，歴史資料を所蔵する機関に共通するさまざまな論点が取り上げられたことから，以下，その模様について報告を行う。

出席者

- 有山輝雄 氏
  （東京経済大学コミュニケーション学部教授，メディア史）
- 石橋映里 氏
  （日本放送作家協会 日本脚本アーカイブズ特別委員会副委員長，放送作家）
- 加藤聖文 氏
  （人間文化研究機構 国文学研究資料館助教，日本近現代史・アーカイブズ学）

1. 資料の収集をどう進めるか

放送史関連資料の現状

―まず，放送史関連資料の現状や，現在行っている取り組みについて，それぞれの立場からコメントをいただければと思います。

有山（東京経済大学コミュニケーション学部教授）放送史に関係した資料については，今まで放送文化研究所の方々が個人的に努力されて，収集・保存してきたことは知っていますが，それが制度的なものにならずに，担当者が異動すると途切れ，次の担当者が「また最初から」ということになっているのが現状だと思います。NHK，あるいは民放もそうですが，基本的には，放送の公共性を踏まえて，資料を保存し，公開していくという原則を確認しておく必要があると感じています。

原則，放送史資料は，文書資料だろうが，番組資料だろうが，公共放送の活動の中で生まれてきたものであって，公共的な責任として保存し，公開していくことが必要です。放送文化研究所に所蔵されている資料は，どちらかというと内部向けの資料という点は，確かにそうだとは思いますが，NHKの活動の中から生まれた公的な財産だと思いますので，それを保存し公開していくことは，公共的使命だと思います。それが一挙に実現できるとは思いませんが，そうした方向で考えていかなければいけないことだろうと思います。

石橋（日本放送作家協会 日本脚本アーカイブズ特別委員会副委員長）脚本アーカイブズでは，主に放送で使われた脚本や台本の収集・保存をしています（ドラマ脚本を「脚本」，ドキュメントやバラエティなどの構成台本を「台本」と表記）。立ち上げのきっかけは，放送作家協会の当時の理事長・市川森一（現会長）が８年前に国会の総務委員会で行った提言です。ここで,「初期の放送は，生放送だったり，映像を収録したテープが上書きされたりして，記録として残っているものが台本しかない。脚本や台本をきちんと集めるべきではないか」という問題提起を行いまして，これに対しては総務委員会所属の超党派の議員から賛同をいただきました。その後，文化庁などから調査・研究の助成をしていただき，準備室をオープンして，東京都足立区と共に「協働研究（自治体など地域と一体となり研究すること）」を始めました。現在はさらに，東京大学大学院情報学環の吉見俊哉教授を中心にデジタル保存の方法や目録の基準などの共同研究を進めています。

「先輩たちの汗と努力の結晶である台本を残したい，読んでみたい」という素朴な動機から活動が始まった部分があるので，必ずしも研究者のために立ち上げたというわけではありません。一般に公開したいという思いもあるのですが，現在，準備室段階で，多くの利用者が訪れると対応できませんし，劣化の激しい資料の管理や紛失防止の問題もあって，公開できる段階ではありません。今，4万冊以上の脚本や台

本が集まっていますが，運営しているのが，図書館司書や学芸員といった専門家ではなく，放送作家という素人ということもあり，これからどう進めていけばいいか岐路に立っているところです。

加藤（人間文化研究機構 国文学研究資料館助教）資料の管理が十分になされていないという問題は，必ずしも放送関係だけに当てはまるものではありません。役所にしても，企業にしても，資料がきちんと管理されているとは言えないのが現状です。

作成される文書については，レコードマネジメント（記録管理）がなされ，それがアーカイビングされていく過程，要するに，記録が作成されて管理され，資料としてきちんと残されていくという手順が作られなければならないわけです。しかし，そうした流れが作られていないという点で，日本の多くの組織は問題を抱えています。

放送関係の資料に話を限定しますと，台本や脚本など放送番組に付随する資料と，経理関係の書類といったそれ以外の業務文書の2つをきちんと分けて，それぞれをどういう形で残すかという流れを考えていかなければならないと思います。

どのような資料を収集するか

―ここから個別の論点に入っていきたいと思いますが，今，加藤さんから２種類の資料収集を分けて行っていく必要性が指摘されました。具体的にどう進めていくべきでしょうか。

加藤　「記録は大事だから，あれも残せ，これも残せ」という議論になってしまうと，何でもかんでも残さないといけないことになってしまいます。ですから，そこはきちんと議論をすべき点だと思います。

まず，日常業務の中で発生する業務文書をどうやって残していくかという点があります。この場合，評価・選別を行いますが，捨てるものが主になります。公文書の場合ですと，2割ぐらい残せばいいほうで，それよりもっと低いケースがあります。NHKの場合，業務文書はかなり膨大だと思いますので，8，9割は捨てていくわけです。何を捨てるかということが議論になってくると思います。

もう1つは，番組の現場で作成される文書，つまり，番組企画からさまざまな文書があって，最終的には映像が生まれてきますが，そうした文書をどう残していくのかという問題があります。NHKアーカイブスの場合は，放送された番組は観ることができるのですが，番組自身を歴史的な記録として検証する場合は，どうしてこの番組はできたのか，もともとの意図は何だったのか，いったい誰が関わっていたのか，という点も必要なのではないでしょうか。

有山　まず，現にNHKの中で発生している文書は，体系的に何らかの基準で保存していくべきです。また，保存の基準が何かということ自体，外部からはわからないわけで，それをきちんとしていただきたい。今までですと，放送50年といった節目がきっかけになって，『放送五十年史』を作ろうといった方針が決まり，そのために，資料をさかのぼって収集してきたということですね。それはそれで意義はあるのですが，長期的に考えると，そういうきっかけがなくても，ふだんから資料を体系的に収集し，目録を

作って，公開するというシステムが作られていかなければならないでしょう。

それに加えて，各種の調査資料や，NHK関係者が持っていた個人文書を体系的に収集してほしいということです。日本の組織の特徴として，公的な文書でも個人的に保存されるケースが多く，例えば，新聞社の資料もそうですし，官僚も公文書を自宅に持って帰っているケースが多くあります。ですから，NHKの戦前期，あるいは戦後に幹部であった方が個人的に持っている文書はずいぶんあるのではないだろうかと思うのです。

ただ，それを外部の者が問い合わせようとしても，遺族の住所がそもそもわからないし，それを探すだけでも大変な苦労です。そして，問い合わせてみても，遺族から見れば，「この人は何でこんなことを問い合わせてくるのか」ということになってしまうわけです。やはり，NHKの体系的な活動として，そうした資料を収集し，保存するという活動があってしかるべきです。

加藤　一点補足しておきますと，「アーカイブズ」という言葉が今いろいろなところで使われているので，イメージが非常に拡散している感じがします。厳密にはコレクションやライブラリーの性格が強いものが，アーカイブズとされているケースが非常に多いのです。要するに，いろいろな映像や文書を集めてきただけでは，本来の意味でのアーカイブズとは言えません。

アーカイブズというのは，ある出来上がったものがどういう背景で生まれてきたのかという過程を含め，全体をパッケージとして捉えるものです。ですから，違う番組をいくつか並べてまとめればアーカイブズというのではなく，番組がどうして生まれたのか，背景がわかる資料を一つにまとめることによって，初めてアーカイブズになるのだと思います。

そこには紙媒体の記録もあるし，映像として入っているものもあるし，音声資料も入っているというように，さまざまな記録が存在する形になります。つまり，過程がきちんとわかるものがなければ資料としての価値が失われてしまうわけで，そうした点を踏まえて取り組みを進める必要があると思います。

体系的な資料収集の必要性

―アーカイブズの理念を踏まえて資料を収集していくには，どのような枠組みが必要でしょうか。公文書の場合は，公文書管理法がそれを担保する仕組みとしてありますが…。

加藤　資料収集では，非常に問題意識が高い人が，ある時期，一生懸命がんばって体系的に資料を集めることはありうるかとは思います。ただ，それは，その人がいる間だけの問題であって，継続性という点で問題があります。組織としてやっていく場合は，きちんとした規程なり，規則を作っていかないとうまくいかないと思います。個人の努力で何とかするということですと，ある時期だけ，断片的に資料がたくさん集まるといった事態が生じて，それがいつまでたっても改まらないということになります。資料収集に関する規則をきちんと作るべきだと思います。

指摘のあった公文書管理法に関しては，NHKは直接関係していませんが，流れとしては，特殊法人もそれに準拠していかざるをえないと思いますし，これからの文書管理に大きな影響を与えるだろうと思います。

行政機関の場合，これまで永久保存文書と有期限文書に分けて管理していましたが，公文書管理法の施行後は，すべての文書について，30年が最長保存年限になりました。これは期

限を切って，最終的に公文書館などに移管することを前提にしているためです。これまでのように，永久保存ということで役所に置いたままにすることはできなくなります。ただ仮に，NHKがそうした方式にそろえるとなると，受け皿をきちんと作っておかなければ，30年たつと文書が捨てられてしまうといった事態が起きる可能性が出てくるのではないかという心配があります。

石橋　脚本アーカイブズで資料を収集する上で考えていることが3つありまして，「何を」，「何のために」，「どこに（どのように）」集めるかということです。「何のために」というのは，最終的に公開しないと死蔵ということになってしまいますし，大切なものだから保存するというだけでは，単なるコレクションになってしまいます。

現状，脚本アーカイブズでは，方針を決めてから資料を集めているわけではなく，あくまで寄贈していただいているため，脚本や台本だけではなく，さまざまな周辺資料もたくさん集まってきています。先ほど加藤さんが指摘したように，アーカイブは作品が作られていく背景や過程を全体のパッケージとして捉えることが大事なのですね。ですから，周辺資料も実は大切で，それらを含めて集めたいとは思うのですが，膨大な量の脚本・台本に加えて，周辺資料をどう系統立てて収集し，整理していくかという問題が出てきています。

また，今は，ドラマ脚本に脚光が当たっていますが，脚本展をやってみますと，古いバラエティや音楽番組の構成台本のほうに興味が集まるなど意外な反応もあって，では，それを受けて，実際にどのような資料を優先して収集していくかという点が問題になってきます。さらに，50年，100年後には，今の番組が「歴史的なもの」になってくるわけですが，そのときに今手がけた選別が正しかったのか問われる可能性もあります。脚本や台本を網羅的に集めることは，収蔵場所を考えても現実的ではないので，選別は欠かせませんが，どう選別していくかについては，慎重に考えなければなりません。

有山　資料収集に関しては，もう一点，最近よくオーラルヒストリーという言い方をされていますが，放送に関係した方々が存命のうちに聞き取り調査を行っておく必要があると思います。それを公表すべきかどうかは，いろいろな判断があると思いますが，きちんと記録を残しておくことは必要だと思います。

放送関係者の証言を集めた『放送史への証言』の編集など，これまでにもいろいろと努力されてきたことはわかりますが，もう少し体系的にやってもよいのではないでしょうか。日本新聞協会でも，以前，『聴きとりでつづる新聞史』と題する聞き取り調査をやっていましたが，それも途絶えてしまっているようなので，体系的に行っていく必要があります。

また，新聞社や民放，あるいは民放連（日本民間放送連盟）や日本新聞協会といった関連機関とのネットワークをきちんと作っていくことも必要です。横浜の新聞博物館でも資料を収集しているし，展示しているもの以外にもずいぶん資料を持っているわけで，領域としては重なる部分があると思います。関連する機関がお互いに連携し合っていけば，「資料がどこにある」とか，「こういう人が持っているはずだ」とか，いろいろな情報が集まって，体系的に集めることが可能でしょう。

放送に関係したという点では，郵政省や戦前期の逓信省関係の資料についても，NHKとして収集する努力をしたほうがいいのではないでしょうか。例えば，戦後の電波三法を作る経過

を明らかにしたいと思って，当時の逓信省の資料について，総務省に問い合わせたのですが，結局よくわかりませんでした。逓信省で文書を作れば，NHKにも当然，副本が来たはずなので，そうした文書を含めて体系的に収集・整理していくべきです。

2. 資料をどう保存・管理するか

どのような媒体で資料を残すか

―放送文化研究所の資料には，劣化が進んでいる紙やマイクロ資料があります。そうした資料を再びマイクロフィルムにするか，デジタル化するかについては議論がありますね。

加藤　近現代の資料をどういう形で残していくのかという問題は，最近，浮上したばかりで，どれが一番有効という結論はありません。紙資料の場合，戦時中から戦後の社会状況がよくないころに作成されたものは酸性劣化が激しいものが多いのですが，国文学研究資料館では，こうした資料をマイクロフィルムで撮影して残しています。

ただ，資料の活用を考えますと，インターネットで公開するなど，いろいろな形での展開がありうるということは考慮に入れる必要があります。そうした点まで考えると，デジタル化したほうがよい場合もあります。また，紙の場合，カラーで残したほうがいいものがありますが，カラーマイクロの場合，色が退色してしまう可能性があったり，使い勝手の問題があったりしますので，資金に余裕がある場合は，デジタルとマイクロの両方を作っていくということも選択肢の一つです。

もっとも，デジタルの場合，どうしてもお金がかかるといった問題がありますので，保存を優先するならば，とりあえずマイクロフィルムにする形が一般的です。ただ，映像資料については，今は全部デジタル化していくのが流れだと思いますので，デジタル化することは必要だと思います。

一方で，デジタルデータはいつまで持つのかという問題もあります。デジタルデータは半永久的なものといわれていますが，機械がないと読み出せないものですから，データを読み取る機械がなければ，ただのプラスチックのかたまりになってしまいます。そうした問題は，アメリカでも指摘されていて，10年後に読み出せるかというと，わからないという議論しかないのです。ですから，アナログで保存していくという選択肢は捨ててはいけないと思っています。

石橋　番組を制作したら台本の役割は終わりであとは捨てるという考えがあったため，脚本や台本の長期保存は想定されていませんでした。そのため劣化が早いのですが，脚本アーカイブズでは，酸性劣化を防ぐため，台本を中性紙の袋に入れたり，中性紙箱に入れたりする対策を行っています。ただ，古いものでは，紙がぼろぼろに壊れてしまう資料や，文字が消えかけている資料もあります。そうしたものは，早急にデジタルカメラで撮影したほうがいいのではないかと考えています。

もっとも，それ自体，気が遠くなるような作業ですし，人員やお金の問題もあります。また，公的機関に資料が移管され，デジタル化されるとなると，二度手間になるおそれもあります。ただ中身が読めなくなっては元も子もないので，劣化が激しいものからデジタル化を進めるべきという意見も出ています。

デジタル化で検討しているのは，PDF形式で残すのか，テキストデータに変換するのか，

といった点です。デジタル化しても，テキストデータにしないと検索がうまくいかないといった問題がありますので，PDF形式に変換する一方で，キーワード検索ができるような形にできないかなど，デジタル化のプロトタイプを作ることが課題になっています。

いずれにしても，資料管理については，資金の問題が一番のネックです。著作権処理に関係した問題もありますし，制度的な手当てがなされていかないと，きちんとしたアーカイブにすることは難しいと思います。そうはいっても，次々に集まってくる脚本や台本を放っておけない状況ですので，どういった対応が考えられるか検討しているところです。

目録整備や資料修復の必要性

有山　保存に関しては，目録をきちんと作ってほしいし，目録を作ったらそれを公表していただきたい。外部から見て，何が所蔵されているかわからない，これが一番困っている状況です。今までの経験ですと，放送文化研究所の知り合いの方に資料の有無を問い合わせたりしていましたが，それは私的なつながりですので，きちんと目録を作って，公開してほしいというのが要望です。

今の状況ですと，どこに問い合わせたらいいのかもわからないんですよ。放送博物館に聞けばよいのか，放送文化研究所に聞くべきなのか，あるいは，放送文化研究所ならば，誰に聞いたらいいのだろうかといった感じで，それではおかしいように思います。

石橋　脚本アーカイブズでも，当面，目録の整理が最重要課題と考えています。公的な機関などに移管する場合でも，目録があれば，全国の文書館や図書館の資料と共に横断的に検索することが可能です。そのため，作家協会員をはじめ，脚本や台本を所持していると思われる文学館や団体，個人の方々にアンケートを実施し，その数を把握することから進めている状況です。

また，資料そのものの補修ですが，今は，素人が手作業でやっている状態です。先日は，劣化した資料を修復する作業を，学芸員の方をお呼びして実習しました。ホチキスのさびが保存には一番いけないので，それを外して和綴じにするのですが，1冊作るだけでも大騒ぎで，合格点に仕上がったのは全部で30冊程度というような次第です（笑）。上手な人もいれば，下手な人もいて，一生懸命やってはいるのですが，学芸員の方から見たら，できていることはほんの少しですね。資料の整理は誰でもできるわけではないと思いますので，専門知識を持った人を備える必要があると考えています。ただ，資料に触れ，そのもろさを肌で感じることで，貴重な資料であることが実感できました。その意味では，まずは資料を扱ってみることも大切だと思います。

3. 資料の公開をどう進めるか

メディア企業の資料公開の現状

―メディア史の研究者から見て，歴史資料の公開状況についてどうお考えですか。

有山　資料公開の現状は，放送局だけではなく，新聞社も同じようなものです。新聞社の場合，オーナーがいるところは資料を保存しているケースが多いのですが，ただ，その場合はオーナーの私的な基準・判断で公開するしないを決めているとしか思えない。だから，公開の基準

があるわけでもないし，そのときの社内事情で非常に過敏になって，まったく見せないようにしているというケースもあります。多くの新聞社は，基準も作らずに資料を廃棄しているのではないでしょうか。

新聞社は，外に対しては，社会の木鐸だとかいろいろなことを言う一方，自らの情報公開については，何もしていないのと同然です。そうした点は，メディア全体の問題として考えるべきだと思います。特に，放送は公共性が高いものですので，資料は公的な財産として，保存し，公開していくべきはずです。外国の例でいうと，BBCはずいぶん資料を保存し，公開もしていると聞いておりますので，それはやはりきちんと考えていただきたいと思います。

私は1988年に，『新聞研究』に「新聞社内資料の保存・公開」という原稿を書きまして，当時，朝日新聞社を中心に，資料の公開ということを盛んにキャンペーンしていましたので，そんなことを紙面で言うなら新聞社自らもやるべきだと主張したんです。しかし，当時は何の反応もありませんでした。少しずつ改善されているとは思いますが，メディアとしてきちんと考えなければならないことだと思います。

個人情報をめぐる問題

―資料公開の必要性の一方で，個人情報をどう扱うかといった問題がありますね。

加藤　個人情報については，2001年に情報公開法が施行された時点では，さほど問題がなくて，公文書は請求されれば公開するということだったわけですが，2005年に個人情報保護法が施行されてから，今度はベクトルとして逆方向の流れが生まれました。「見せる，見せない」で現場が非常に混乱して，今でもそれが解決していないんですね。

原則，保護の対象は生存者の個人情報ですが，それが死者に対しても遡及されてしまって，明治のころのものから何でも個人情報として扱われている傾向が強いのです。生きているかどうかというのは大きな基準だと思います。亡くなった方の個人情報は，原則として保護の対象外ですから，そこはきちんと判断してほしいのですが，現場でも法律の解釈について，非常に混乱というか，拡大解釈されています。

また，研究目的や報道目的とか，さまざまな適用除外があるのですが，うまく活用されていなくて，十把一絡げに「見せないものは見せない」という形で対応してしまっています。個人情報の問題については，法律を拡大解釈せず，できるだけ公開するという原則を守るべきだと思います。

もう一つ，この議論で欠けているのは，いわゆる公益という観点で，公的な立場に立った人の活動は，国民に公表しなければいけない責務があると思います。NHKの場合も公的な側面があるわけです。やはり公的な立場に就いている人と，そうではない人とのあいだはきちんと分けなければならないわけで，何でもかんでも，私的な，プライベートな問題だとしてしまうと，みんな見せないという話になってしまいます。

さらに言いますと，プライバシーと個人情報自体は混同された話になってしまっています。日本の場合，プライバシー保護法はなく，個人情報保護法は，基本的に個人識別情報を扱っているだけですから，プライバシー侵害の問題とは別なのです。だから，戸籍の問題にしても，公開されることによって，その人が，経済的にしろ，社会的にしろ，政治的にしろ，いろいろな形で不利益を被るのが明らかな場合は別で

すが，そうでない場合に見せないというのは問題ではないかと思います。

よくよく見ていくと，よほどのことがない限り，個人情報の問題に引っかかるケースはないんです。国文学研究資料館の場合，個人文書は52万点ありますが，公開制限がかかっているのは数点しかありません。

―もっとも，国立公文書館が公開にあたっての審査基準を作っていますので，それを参考にして対応していくことも考えられますが…。

加藤　国立公文書館の場合も，非公開の基準を非常に厳しく設定している部分は，何らかの遺伝的な問題があると思われるといったケースや犯罪歴に関するものです。遺族が社会的に不利益を被る可能性がある場合は，非公開にするという問題ですので，単純な戸籍，住民票というレベルでは，もう少し公開の基準を緩めても問題ないと思います。

―そもそも公開・非公開の基準自体は作っておく必要があるでしょうか。

加藤　何もないより，ある程度ガイドラインは作っておいたほうがいいと思います。それは次の人に引き継ぐためにも，重要なことだと思います。ただ，ガイドライン自体を細かく作りすぎると，かえって業務を進めていく上で支障をもたらすと思います。

有山：こうした問題は，非常に微妙だと思うのですが，プライバシーその他，公開するものとして作られていない資料を公開することに伴う問題ですよね。ただ，それをあまり神経質に考えてしまうと，公開が非常に遅れる一方になってしまうと思います。

例えば，NHKの幹部だった方の個人文書を放送文化研究所で保管していたとして，「いや，これは私文書だから」と言ってしまうと研究が進まないことになってしまいます。また，例えば，佐藤栄作の日記はすでに公開されて，NHKの人の名前も出てくるのに，そのNHK側の資料は，「これは公開する予定ではないから」と言われて非公開になってしまうと，整合性が保てないのではないかと思います。個人的に所蔵されていても，公的活動・社会的活動に関わる文書は公開するべきです。

一方で，番組の企画・立案過程の資料については，微妙な問題を抱えているだろうと思います。広い意味でニュースソース秘匿の原則は当然ありますので，番組の制作過程は公表しないものとして扱うべきものだと思います。戦前の新聞紙条例や新聞紙法では，新聞記者の場合，原稿の保存義務があって，警察が問い合わせたら，それを公表しなければいけなかったわけで，それを拒否するのが言論の自由を求める運動だったわけです。そうした言論の自由との関係もきちんと考えておかないといけないだろうと思います。単に年数が過ぎたからすべて公開するといった問題ではないだろうと思います。

―脚本アーカイブズでは，個人情報に関する問題は生じていませんか。

石橋　脚本には，キャストやスタッフの電話番号や住所など関係者の連絡先が載っている資料がありますので，もし公開するとしたら，そうした部分が問題になります。また，走り書きで脚本家にいくら，美術はいくら，というようなギャラがメモ書きされているといった資料もあります。資料の現物を見せる場合，その部分を黒塗りにするべきかといった点を議論したことはありました。

海外の例ですと，絵コンテなどと一緒に契約書類も入っていて，いろいろな人たちがギャラでどうもめたかというのが載っているケースもありました。そうしたものは作品の背景や作品が

作られるプロセスを示しており，本当は一番おもしろく，研究資料としても意味があると思うのですが…。

―放送文化研究所の古い資料にも，個人の俸給が書かれた紙や，採用関連の書類ですが，戸籍が書いてあるものがあったりします。

有山　個人情報保護という面はわかるのですが，研究している側からすると，給料がいくらだったのかといった点は，非常に知りたいところですね。さまざまな組織で，給料はどのぐらいだったのだろうという点は，重要な情報です。

あるいは，例えば，電話帳に載っている情報も重要で，電話帳は古本屋で買うとものすごく高いんですね（笑）。私は今，一生懸命，古本屋から古い電話帳を高い値段で買っています。その家に電話したいわけではないわけですから，目的は違うわけです。個人情報について難しい面があることはわかりますが，あまり基準を厳しくすると，研究にとっては厄介なことになってしまいます。

個人情報で言いますと，国立公文書館の文書で黒塗りされているものでも，GHQの資料では見られるケースがあり，その中には名前も出てきます。GHQ資料は黒塗りの箇所は全然ないですし，そもそも，段ボールの箱ごと公開しているわけで，選別している様子はない。もしかしたら，選別しているという気がしないでもないのですが，基本的には，日常業務のファイルをそのまま保存しており，研究では，そのほうが役に立ちます。

保存する側が「こういう目的に役に立つだろう」と設定してしまうと，不都合が生じます。あるいは，個人情報を意識しすぎてハードルを高くしてしまうと，研究に利用しにくくなるのではないかと思います。

海外の機関の資料公開の状況

―GHQ資料の話が出ましたが，海外の文書館の資料公開に対する姿勢は，日本とは異なるのでしょうか。

加藤　海外の場合，基本的には，資料の公開が公益にかなうかどうかの問題で，個人の利害より公益が優先される場合は，公開するのが原則です。日本の場合，公益が考慮されずに，私益の問題だけになっているものですから，「できるだけ見せない」という話になってしまいますが，アメリカでも，ヨーロッパでも，これを公開することが公共のためになると判断されれば公開されます。

例えば，アメリカのリージョナル・アーカイブズ（地域文書館）に行きますと，アメリカは移民国家なので，誰がどこの出身かといった個人データがたくさん保管されています。そして，出身地も含め個人情報についても，どんどん公開しています。それは国の成り立ちの根本に関わってくるので，逆に公開することがアメリカという国の基盤を確認するために必要だということです。文書館のバックヤード（保管庫）を見せてもらったときも，最近の裁判関係の資料などを除けば，何の問題もなく見せてくれました。

―民間企業の文書はどうでしょうか。

加藤　民間についても，そんなに見せないという形はまずありえないですね。旧共産圏諸国は別ですが，基本的にはだいたい何でも見せてくれるのが基本です。

資料公開と著作権をめぐる問題

―脚本アーカイブズでは，所蔵資料の公開についてどのような考えをお持ちですか。

石橋　私たち自身が資料を公開するのは難しい

かもしれないですね。というのは，著作権に関する問題があり，そもそも，脚本を公表された著作物として扱ってよいかどうかという問題があると著作権団体からは指摘されています。つまり，脚本の内容は，映像になって公開されているけれども，脚本自体は公開されているとは言えないのではないかと。一方で，映像の公開はそのまま脚本を公表していることになるという説もあり，判断がまちまちです。私たちは一方で書き手として著作者側にいる立場であり，しかも著作者側の意見もまちまちなので，非常に微妙であり，関係者による統一見解でも出ないと，公開について前向きな議論がしにくい状態です。

今は脚本展という形で成果を社会に還元していますが，表紙しか見せられないケースが多いんですね。中身を見せる場合には，著作権上，本人から許諾を取らなければなりませんから。脚本展といっても「表紙展ではないか」と言われたりします（笑）。ですので，内容も見てもらえるような対応ができないか著作権の専門家の意見を聞いたりして検討を進めています。

以前には，著者に了解を取った脚本の中身をタッチパネルにして展示したことがありました。三田佳子さんの台本には全ページにわたって書き込みがあります。「女の顔で」とか「ここはどんな気持ちでやるんだ」とか，台詞の言い換え，絵も描いてありますね。当然，それは作品に反映されるわけです。一次資料として非常に役に立つものなので，デジタル化して残して公開できないか検討しています。

―著作権の問題は，扱いが難しいんですね。

石橋　今は研究段階ということで，いろいろな作業をやらせていただいているのですが，デジタル化するにしても，著作者から信託を受けている日本脚本家連盟に許諾を得なければならないという作業があります。本当は法制度化して，例えば，国会図書館であればデジタル化してもOKとか，国会図書館の館内だけなら閲覧可能にするとか，公共図書館ならOKとか，少しずつ広げていかないと，誰も見られない状態が続くと思います。

古い脚本・台本には，新しい番組作りに役立つヒントや情報がたくさん詰まっています。文化資源は有効に活用しなければ意味が半減しますから，少しずつでも公開に向けて前進するために，脚本アーカイブズ・コンソーシアムという新しい外部委員会を立ち上げました。日本脚本家連盟やNHK，民放連，シナリオ作家協会など脚本に関わる業界関係の方々に集まっていただいて，検討を始めたばかりという状況です。確かに，著作権のしばりは厳しくて，私たちは著作権の権利者でもありますから，「そこを緩くしてください」というのも難しいんですが，日本の映像文化の発展のためにも，何とか打開策を見いだしたいと思っています。

―アーカイブズ学の立場からは，著作権の問題をどう考えますか。

加藤　文書館にも，手紙などさまざまな資料があって，著作権の問題を厳密に解釈すると大変なことになるのですが，そうした問題を知らない人が多いこともあって，何の問題もなく公開しているという面があります。ただ，厳密に法律を当てはめると，かなりすれすれというか，著作権を侵害しているケースもあるだろうと思います。

著作権については，厳密にやろうという考え方が広がっていますが，数年後には著作権の概念自体が変わっている可能性もあるのです。例えば，アメリカでは，フェアユース規定の導入によって著作権の概念が変わってきていますし，インターネットでどんどん発信していこう

というのが，世界的な流れになっています。ですから，今いろいろと細かく議論しても無駄になってしまう。例えば，アメリカにサーバーを置いて，そちらで公開してしまえば何の問題もなくなってしまう可能性もあるわけです。この問題は，2010年代で大きく変化していくと思いますので，世界的な流れを視野に入れて議論していかないと，労多くして何も得るものがなかったということになるのでないかという気がします。

資料の公開をどのように進めていくか

加藤　また，公開の仕方に関して，「目録をどうするか」という話があったのですが，あまり細かく決めてしまうと，逆に現場の人が「そんなに大変なことだったらいいや」という話になりかねないと思います。要は段階的に進んでいけばいいことで，最初から完成形を提供しなければいけないという発想ですと，いつまでも進まないと思いますね。

例えば，私のいる国文学研究資料館でも，資料を受け入れた際に，いきなりそれを全部整理して，きちんとした目録を作って，すぐにでもホームページに出すとかいった考え方ではやっていませんし，そうしたやり方ではいつまでたっても何も公開できないのではないかと思います。

最低限どのような資料が所蔵されているかということさえわかればいいわけで，項目自体は細かく作らなくても，「こういう資料がある」ということをエクセルのシートでいいですから，まず作って，それを最初に公開すればいいのではないかと思います。そして，それを基に，予算や人員の問題をうまくクリアしつつ，段階的に精度を高めていって，最終的にインターネットで検索できるものにまで進めていけばいいわけで，最初から完全な検索手段を提供する必要はないと思います。

最初は，タイトルだけのデータを作って，それをプリントアウトして閲覧室に置いておくだけでもいいです。場合によってはそれだけでも，インターネットに載せておけば，今は，検索すれば引っかかってくるわけですから，何も複雑に考える必要はないのではないでしょうか。段階的に公開の精度を高めていけばよいのであって，最終形を作るまでは公開しないというのではなく，できたものから公開していくということです。それが一番わかりやすいのではないかという気がします。

4. 資料活用に向けた方向性

―今後の方向性について，最後に一言ずつコメントをいただければと思います。

有山　基本的に，歴史資料の収集や公開は，公共的な責任と捉える必要があります。それについては，NHKの中で制度化して，継続的に進めてもらえればと思います。また，NHKや民放連のような関係団体でネットワークを作るところから始めて，少しずつ広げるということもやっていただきたい点です。関連する団体と連携を取り合って，情報共有化を進めてもらえればと思います。

石橋　今年の5月18日には，文化庁と国会図書館が協定を結びまして，脚本や台本を放送文化財として認め，貴重な資料として次世代に受け継いでいこうという新たな動きも出ています。今までの活動が少しずつ認められてきたのかなと思っています。また，映画のシナリオを主に書いている団体であるシナリオ作家協会が一緒に活動しようということになり，資料の収集については，「映画や劇にも広げていきたい」と

いう話も出ています。これ以外にも，映画資料を収集している近代フィルムセンターとの連携など，いろいろな模索ができればと思っています。一つの組織で脚本や台本を全部保管することは難しいと思いますし，テレビ局各局で集めている資料もかなりあります。理想論としては，資料をデジタル化して，ネットワークで結ぶなど横断的な取り組みができればと願っています。

加藤　文書管理については，単に公開してサービスするという点だけ見ると，「滅私奉公しているだけではないか」と思われるかもしれませんが，NHKも企業的な側面がありますので，いわゆる企業防衛のためにも記録管理が重要という点は指摘しておきたいと思います。要するに，企業が作成した文書をきちんと管理しておかないと，何か問題が起こったときに何も対処できないということになってしまいます。そうした問題を事前に防ぐために，記録をきちんと管理し，その結果として，歴史資料が残るということになればよいのではと思います。

もう一つは，職員がいろいろな仕事の一つとして資料管理をやっていくのはかなり大変ですので，やはり専門家，いわゆるアーキビストを置く必要があるのではないかと思います。法律でも何でも，新しい問題がたくさん出てきていて，そうした問題に対処するには，専門的なトレーニングを受けた人がいるかどうかでずいぶん違ってくるのではないかと思います。資料管理のために組織を改編していくことは大変だと思いますので，まずは，専門家を1人でもいいから付けるということを考えてほしいと思います。

今回の議論では，歴史資料の収集を一過性のものに終わらせず，継続的に作業を進めていくために，何らかの制度的な枠組みを作ることの必要性が強調された。また，民放や新聞社，行政機関など，これまで放送に関係してきたさまざまな機関との連携を取りつつ，多角的に資料の収集を進めていくことや，資料の所蔵状況について，情報の共有化を図ることが重要という認識が示された。

さらに，所蔵資料の公開・活用については，放送事業者の持つ公共的な役割を認識して，積極的に進めていくべきという考え方が示された。その際，個人情報保護や著作権処理といったさまざまな問題が存在するものの，歴史資料の活用が公益につながるという観点を踏まえて対応していくことが必要という見方が示された。また，公開に際しては，目録などを完全に整えてから行うのではなく，段階的に公開範囲を広げていけばよいという意見が出された。

冒頭で触れたように，放送文化研究所のこれまでの資料収集は必ずしも体系的に行われてきたわけではなく，保存に関しても，資料の劣化対策が急務といった問題を抱えている。また，資料の活用に関しては，目録が公開されてこなかったこともあり，放送史などの研究で所蔵資料が十分に活かされてこなかった面がある。今回の議論を踏まえ，収集・保存・公開のそれぞれの段階について，どのような対応が必要か再検討を行い，改善策を早急に実行に移していく必要があると考えられる。

なお，放送文化研究所と放送博物館が所蔵する歴史資料の詳細や，現在，抱えている課題については，『NHK放送文化研究所年報2012』（2012年1月末刊行予定）で報告を行うことにしている。

（みやがわ だいすけ／むらかみ せいいち／いそざき さくみ）